

指定管理者が報告怠る

川崎市立多摩病院（多摩区）で2017年1月、勤務していた男性臨床工学技士が、別の患者に使うための人工透析用の薬を70代の男性患者に誤って投与して死亡させた事故があり、指定管理者の聖マリアンナ医科大（宮前区）が医療法で定められた医療事故報告をしていなかったことが、分かった。10日の市議会予算審査特別委員会で、三宅隆介議員（無所属）が対応をただし、森有作病院局長は「報告義務違反で、市立病院として大きな問題」との認識を示した。

（北條香子）

市立多摩病院 薬の誤投与死亡事故

医療法では、医療に起因して予期しない死亡や死産が起きた場合、速やかに発生日時や場所、状況などを「医療事故調査・支援センター」に報告するよう定めている。同病院は事故後、医師法に基づき多摩署には届け出たが、同センターには報告していなかったという。森局長は「報告には遺族の了承が必要という誤った認識があ

った」と述べた。同病院は「遺族の意向」として事故を公表していなかった。病院が16年に作成した患者死亡時の対応フロー図では、センターへの報告が必要なのは、事件性がないと判断されたケースや異状死の可能性がない場合とされ、医療法で定められた対応とは異なっていた。三宅議員は「医療法と医師

医療法手続きと異なる対応

法の手続きがごっちゃになっている」と指摘し、森局長も「フローが間違っているのは大変な問題だ」と認めた。

県警は今年2月、元臨床工学技士を業務上過失致死の疑いで書類送検し、その後の病院局の確認で未報告が判明。同病院は今年8日、医療事故調査・支援センターとして厚生労働省の指定を受けている一般社団法人「日本医療安全調査機構」に報告を済ませたという。

同病院は事故後、院内で原因究明や再発防止策の検討を行い、事故翌月の17年2月に結果をまとめた資料を作成していたが、病院を所管する病院局には報告書を提出していなかった。病院の開設者である福田紀彦市長も、事故の発生報告は受けていなかったという。